

リモートADR

仙台弁護士会紛争解決支援センター（ADRセンター）では、紛争解決手続（ADR）をウェブ会議システムを利用して行う手続（リモートADR）を開始しました。

リモートADRでは、仙台弁護士会館にお越しいただくなくても、ウェブ会議を利用して、紛争解決手続を行うことが可能です。

- ・ コロナウイルスの影響で契約をキャンセルされた
- ・ 営業自粛の影響で売上が落ち、家賃が払えない
- ・ 自宅待機と言われたけど、給与を払ってもらえない

コロナウイルスの感染拡大に伴い、このような相談が増えています。仙台弁護士会では、このような問題の解決を、ウェブ会議を利用して行います。

コロナウイルス問題によって生じるトラブルについては、手数料の減免を受けられます。ぜひお気軽にご相談ください。

Q リモートADRって何？

A Zoomによるウェブ会議で紛争を解決する仕組みです。

Q どんな相談でも使えるの？

A コロナウイルス問題だけでなく、広くご利用いただけます。

Q ウェブ会議って難しそう…

A パソコン、タブレット端末、スマホ等をご用意いただき、ネット接続ができる環境があれば、簡単にご利用いただけます。

Q 費用がかかるのが心配…

A コロナ関連の相談であれば、手数料の減免措置が受けられます。申立てのサポート制度も利用できます。

詳しいお問い合わせ

仙台弁護士会紛争解決支援センター

TEL:022-223-1005

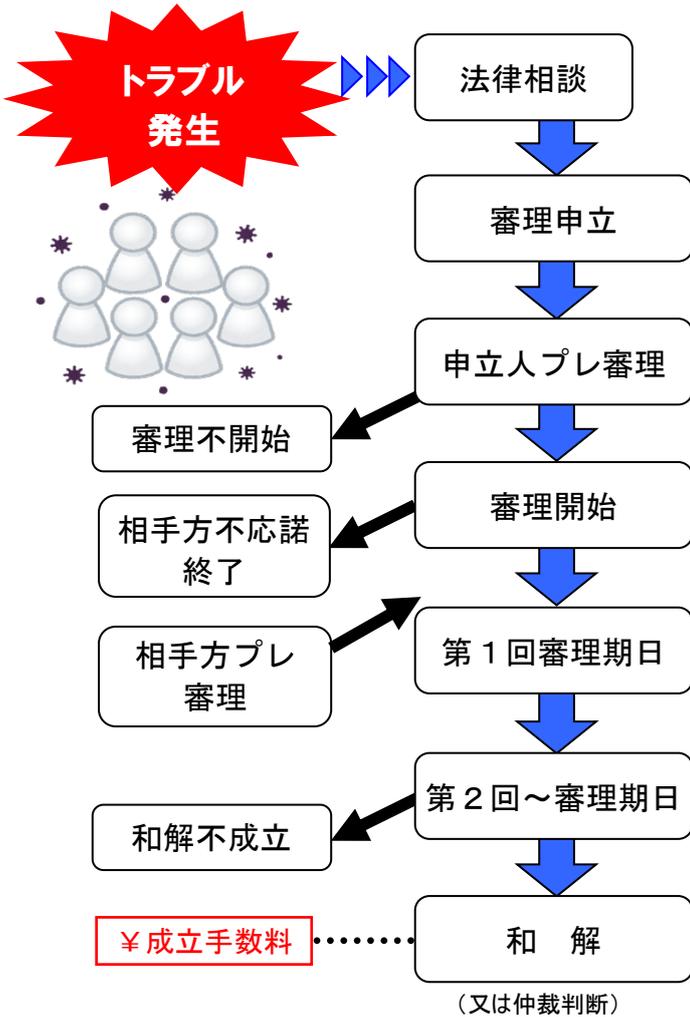
Mail:adrsendai@gmail.com



ホームページにもご案内があります

A D R の 流 れ

仲裁人(弁護士の中から選ばれます)が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解あつせんをします



■手数料など

●新型コロナウイルスに起因する事案

申立の前に、法律相談(電話相談可)を受けていただく必要があります。

宮城県内における新型コロナウイルスに起因する紛争と認められる場合、原則として、申立手数料は無料で、和解が成立した際に、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解決金額	割合
100万円までの場合	4%+消費税
100万円を超え300万円の場合	2%+2万円+消費税
300万円を超え3000万円の場合	1%+5万円+消費税
3000万円を超える場合	0.5%+20万円+消費税

●その他の事案

申立の前に、法律相談(電話相談可)を受けていただく必要があります。

原則として、ADRを申し立てる方は申立手数料として2万円(税別)、相手方としてADRに参加する方は1万円(税別)を納めていただきます。また、和解が成立した際に、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解決金額	割合
100万円までの場合	8%+消費税
100万円を超え300万円の場合	5%+3万円+消費税
300万円を超え3000万円の場合	1%+15万円+消費税
3000万円を超える場合	0.5%+30万円+消費税

申立てを希望される場合は下記申込書へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送して下さい。

下記申込書に記載の上、スキャンまたは写真撮影してメール添付し、下記メールアドレスに送信して頂いても結構です。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター 御中

(〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18 FAX: 022-726-2545

メール: adrsendai@gmail.com)

ADRを申込みます(□新型コロナウイルスに起因する事案です。)

令和 年 月 日

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	()	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号		

相談日 令和 年 月 日 相談場所 _____ 相談担当弁護士名 _____

※ 後日こちらから電話連絡をいたしますので、平日の日中に出ることができる電話番号を必ずご記入下さい。